

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

申立期間当時、婦人会が国民年金保険料の集金を行っていた。申立期間の保険料については、集金人に納付したか、あるいは後でまとめて納付したかはっきりとは覚えていないが、いずれにしても、私が妻の分と一緒に納付していた。妻の年金記録が納付済みとなっているのに、私の年金記録が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の妻は保険料を完納しており、申立人及びその妻の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は 12 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、自分が家計の管理を行い、いつも夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の妻は申立期間に相当する期間の保険料を特例納付しており、申立人及びその妻の生活状況に大きな変化は見られないことから、申立人のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるとともに、53年1月から同年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から同年12月まで  
: ② 昭和52年1月から53年9月まで

申立期間当時は、専門学校に通学しており、入学した年の冬休みの昭和51年12月ごろに市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付した後、市役所職員から保険料の免除制度があることを聞いて、申立期間②について免除の申請を行った。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、短期間であり、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月に払い出されていることが推認され、その時点で当該期間の国民年金保険料は納付できる期間である上、申立人の保険料の納付状況は具体的であり、納付したとする保険料額も当時の保険料額とおおむね一致することから、保険料を納付したものと考えるのが自然である。

申立期間②について、申立人は、国民年金の加入手続を行った後、市役所職員に今後の国民年金保険料の納付が困難な事情を述べたときに、保険料の申請免除制度がある旨教示を受け、その場で保険料の免除申請の手続を行ったと主張しているとおおり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、保険料の免除申請ができる期間は、申請のあった日の属する月前における直近の基準月からであることから、申立人は53年1月からの保険料について免除申請の手続を行った可能性が高いと考えられる。

一方、申立期間②のうち、昭和52年1月から同年12月までの期間につい

ては、国民年金手帳記号番号の払い出された時点において、国民年金保険料の免除申請の手続は困難であったものと考えられる上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとともに、当該期間に係る保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、申立期間②のうち、昭和53年1月から同年9月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 熊本厚生年金 事案 324 (事案 226 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録について、申立期間のうち、平成13年1月から15年3月までの期間については20万円に、15年4月から17年8月までの期間については24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月1日から18年1月1日まで

A社における標準報酬月額の記録は、給与明細書に記載された給与額と相違している。給与明細書に基づき、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、①申立人が申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人のA社におけるオンラインの標準報酬月額の記録が、申立人の主張している標準報酬月額と相違していることが確認できないこと、②同社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないこと、③事業主は、「申立期間当時、どのような報酬月額に基づいて標準報酬月額を算定したのか不明であり、申立人と同様の業務に従事する社員はいるものの、報酬が同じ者はいない。」と回答している上、申立人の同僚からも申立人の報酬額について、証言を得ることができないことなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成21年7月8日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の給与額と標準報酬月額の相違について申し立てており、その主張する標準報酬月額に基づく保険料控除を示す資料として

新たに平成12年12月から17年12月までの給与明細書を提出している。

このことから、申立人は、給与明細書に記載されている保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められるが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から判断すると、申立期間のうち、平成13年1月から15年3月までの期間については20万円、16年10月から17年8月までの期間については24万円とすることが妥当である。

また、給与明細書において確認できる報酬月額から判断すると、申立期間のうち、平成15年4月から16年9月までの期間については、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、事業主は、申立人の給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年12月及び17年9月から同年12月までの期間については、申立人の保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録上の標準報酬月額と同額であることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（特例法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成18年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和59年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年5月31日から同年6月1日まで

A事業所に勤務していた平成18年5月について、給与から18年5月分の厚生年金保険料を控除されているので、資格喪失年月日を18年5月31日から同年6月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A事業所が保管する平成18年の賃金台帳及び平成18年度の出勤簿により、申立人は、申立期間において同事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A事業所が保管する申立人に係る賃金台帳の平成18年5月分給与総額、保険料控除額及び18年4月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険資格喪失届の資格喪失日を誤って提出し、申立人の申立期間に係る保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月から 46 年 3 月まで

申立期間当時、父親又は母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親又は母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の父親及び母親は既に死亡している上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、平成 13 年 10 月に加入手続が行われるまでは、申立期間は未加入期間とされていたと推認されることから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の父親又は母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 49 年 3 月まで  
国民年金保険料の未納は無いと思っていたが、申立期間の保険料が未納とされており驚いている。  
申立期間の国民年金保険料をいつ、いくら、どこで納付したのか覚えていないが、未納は無いと確信しているので、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の未納は無いと確信していると主張しているが、保険料の納付時期、納付額、納付場所、納付方法、納付後領収書等の領収が確認できる資料を受け取ったかなどについて記憶していないため、保険料の納付状況が不明である。

また、A 市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿では、申立期間直後の昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの 2 年間の国民年金保険料が 51 年 7 月 31 日に過年度納付されていることが確認できるが、申立期間の保険料については、オンライン記録と同様に未納となっているとともに、この時点では、時効により納付できなかった可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 5 日から 8 年 1 月 5 日まで

A社に勤務した申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成7年分の所得税源泉徴収簿の写しから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、同所得税源泉徴収簿によると、申立期間の給与が支給されていることは確認できるものの、当該給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立人の雇用保険の資格取得日は厚生年金保険の記録と一致している上、A社は、申立期間当時、3か月の試用期間を設けており、この期間は従業員を厚生年金保険には加入させず、給与から保険料を控除していないと回答している。

さらに、申立人と同時期にA社に勤務していた従業員1人は、同社には3か月間の見習期間があったと証言しているところ、当該同僚が入社したとする時期は平成8年7月であるものの、オンライン記録によると、厚生年金保険被保険者としての資格取得日は同年10月であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。